

てしろもりの丘よつば

経営方針

「一人ひとりへのよりそい・地域とのつながり・健やかなはぐくみ」を基本に、子どもたち一人ひとりのよりよい成長をお手伝いします。

具体的には、安全で安心できる環境の提供と人権尊重の価値観を基本とした「生活支援」、多様な児童の育ちを促す個別の専門的「発達支援」、18歳以降の将来を見据えた「自立支援」、家族関係の調整や親支援などの「家庭支援」、在宅障がい児を支える「地域支援」の5つの支援機能について継続して取り組みます。

■ てしろもりの丘よつば

[福祉型障害児入所施設（障害児入所支援、短期入所、日中一時支援事業）]

■ 放課後等デイサービス「あっぷるばい」

[放課後等デイサービス、日中一時支援事業]

取り巻く環境

平成24年施行の改正児童福祉法において、入所施設を利用している18以上の利用者については、大人として相応しい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされていましたが、移行調整が進まず18歳以上の利用者が障害児入所施設に留まっており、厚労省がまとめた令和3年3月31日時点における福祉型障害児入所施設に入所中の18歳以上で移行先が決定していない利用者の数は全国で470人という現状。

令和4年6月に成立した改正児童福祉法において障害児入所施設における自立支援の強化として、入所利用者が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体が明確化されました。今後は、都道府県が管内全体の移行調整の責任主体として「協議の場」を設け、円滑な移行が難しいケースについては、児童相談所・相談支援事業所・障害児入所施設等との協力のもと移行調整を進めることとなります。

てしろもりの丘よつばにおいても本人の最善の利益を保障する観点に立ちながら、「協議の場」へ積極的に参画し関係機関との連携強化を図りながら入所利用者のより安心な地域移行、自立支援を展開してまいります。

また、安定した環境の中で愛着関係を構築しながら成長できるようユニットケアによるきめ細かい支援を行い、社会的養護が必要な利用者への対応も含めて、職員の支援力の向上と統一した支援を行っていきます。

放課後等デイサービス「あっぷるばい」では、在宅で生活している支援の必要な就学児童へ、より充実した余暇支援を提供しながら子どもたちの成長を支えていきます。

事業の重点項目

1 人権尊重と虐待防止の意識の徹底

人権擁護の徹底は福祉サービス事業者に求められる重要な経営方針となります。人権尊重と虐待防止の研修を継続して実施していきます。

会議で人権侵害自己チェックを活用するとともに、合理的配慮や意思決定支援について日常支援の振り返りと共有を行いながら人権意識の醸成を図ります。

また、視覚支援等を活用しながら利用者個々に応じた支援を行います。

2 安心安全なサービス提供と支援技術の向上

措置入所等、支援に困難性を伴う利用者の増加と、発達障がい、愛着形成に課題のある利用者等による粗暴行為が日常的に見られている状況にあります。

併せて18歳以降を見据えた地域移行調整が困難な状況にあります。

障がい理解についての学習と利用者の特性把握に努め、より効果的な支援方法の構築と標準化を図っていきます。

移行調整について県が立ち上げる「協議の場」へ積極的に参画し本人利益を最優先に、より安心な地域移行を推進するとともに、施設の利用ニーズに係る調整を関係機関連携のもと行いながら利用率の維持及び向上を図ります。

通学、通院、行事外出に伴う公用車等での送迎においては、安全運転の励行に併せ、利用者の乗降時における安全確保、人員確認等を徹底いたします。

3 地域ニーズに応じた事業の展開

地域の利用ニーズに対応しながらの機能提供の充実が求められます。

短期入所・日中一時支援の契約を進め、事業の安定化を図るとともに、緊急一時保護対応等のセーフティネット機能を担っていきます。

放課後等デイサービス「あっぷるぱい」において、送迎時の安全確認を徹底しながら、提供するサービスメニューの充実を図り利用率の維持及び向上を目指します。

4 地域住民との信頼関係の構築

地域福祉を推進していくうえでは、施設に対する地域住民の理解と協力が不可欠です。

おもちゃ図書館事業、多目的ホールの活用等について情報発信していきます。

また、地域行事への参加や交流行事等を企画し相互理解を図っていきます。

5 労務管理の徹底と働きがいのある職場づくり

福祉人材の確保、育成を図っていくうえで、働き方改革の推進が必須となります。

業務の効率化と職員個々の業務の見える化及び連携強化を図り、時間外労働の削減を目指します。

5S活動を習慣化させ、労務環境を整えるとともに、チーム支援の中で職員が仕事にやりがいを感じられるよう、「にこりほっと活動」等を展開するなど、風通しのよい職場づくりを行います。

6 災害対策の強化

施設における防災設備の周知把握及びユニット構造に即した防災体制の構築を図ります。